

第 17 号議案参考資料

議 案 名

桶川市犯罪被害者等支援条例

1 提案理由

犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

2 制定の内容

犯罪被害者等の支援に関し、次の事項について規定する。

- (1) 基本理念に関すること。 (第 3 条関係)
- (2) 市の責務に関すること。 (第 4 条関係)
- (3) 市民の責務に関すること。 (第 5 条関係)
- (4) 事業者の責務に関すること。 (第 6 条関係)
- (5) 相談及び情報の提供等に関すること。 (第 7 条関係)
- (6) 見舞金の支給に関すること。 (第 8 条関係)
- (7) 人材の育成等に関すること。 (第 9 条関係)
- (8) 民間支援団体への支援に関すること。 (第 10 条関係)
- (9) 市民及び事業者の理解の増進に関すること。 (第 11 条関係)
- (10) 意見等の反映に関すること。 (第 12 条関係)
- (11) 個人情報の適切な管理に関すること。 (第 13 条関係)

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日